

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1078号

2021年（令和3年）7月8日

藤沢市教育委員会  
教育長 岩本 将宏 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

学年の教育活動に関する事項及び学校の情報処理システムの  
運用管理に係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）6月21日付けで諮問（第1078号）された学年の教育活動に関する事項及び学校の情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

新学習指導要領により、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けられ、授業において、ICT機器を積極的に活用することが求められている。また、文部科学省からは、新学習指導要領で示される授業が円滑に行えるよう、児童生徒1人1台の学習用端末の整備を進めることが求められ、本市では、2020年度に整備をした。

現在、導入した端末やデジタル教材を利用するため、教育総務課が児童生徒1人1人にアカウントを発行し、各学校が各学校のアカウントを学校名及び各学校で定めた出席番号で管理しているが、授業や休校期間中の家庭学習で活用していく中で、教員が児童生徒を瞬時に特定できず、授業が円滑に行えないことや、児童生徒間で情報共有をす

る際に、誰と意見交換しているかわからないといったことが発生しており、また、学びの継続の観点から、中学校への進学や市内での転校による所属の変更時に学習履歴を継続させる場合があることから、児童氏名等を使うことが必要不可欠となる。

以上のことから、条例第18条の規定に基づき、コンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理を行う必要性について

新学習指導要領により、情報活用力の育成が位置づけられ、学校において積極的にデジタル教材を活用することを求められており、児童生徒は、これまでのノートやプリントでの提出、授業中の挙手による発言に加え、デジタル教材での提出や作品作りが行えるようになってきている。

教員は、児童生徒の学習の成果や過程を正確に把握し、デジタル上で提出されたものについても正確に評価する必要があり、迅速かつ正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

なお、コンピュータ処理を行うに当たり、事前に「(3) コンピュータ処理を行う個人情報の項目」に記載されている項目の利用及び次に掲げる事項について、保護者の同意を得る。同意を得ることができない児童生徒については、紙の教材やスタンドアローン端末を使う等、児童生徒及び保護者の意思を尊重し、配慮した上で授業を実施する。

ア 授業中及び家庭学習において、クラウド型のデジタル教材を活用すること。

イ 教育総務課がアカウント管理を行うこと。

ウ 児童生徒が学習以外の目的で利用したことが学校で判明した場合、学校からの要請により教育総務課がアクセスログを確認すること。

エ 利用するデジタル教材における個人情報の取扱いは、教育活動上必要な範囲での利用とし、かつ秘匿性の高い成績、進路情報、家庭環境、病歴等は取り扱わないこと。

オ 特定の個人を識別することができないようデータを加工し、学習履歴を基に統計データを作成し、学習活動に活用すること。

## (3) コンピュータ処理を行う個人情報の項目

ア 児童生徒の氏名

イ 児童生徒のフリガナ

ウ 児童生徒の所属学校名

エ 児童生徒の所属学年

オ 児童生徒の所属学級

- カ 児童生徒の出席番号
- キ 児童生徒の映像データ
- ク 児童生徒の音声データ
- ケ 児童生徒の画像データ
- コ 児童生徒の I D (利用するデジタル教材でそれぞれ発行されるもの)
- サ 児童生徒の電子メールアドレス (G o o g l e W o r k s p a c e アカウント)
- シ 児童生徒の学習履歴 (児童生徒本人が学習の過程で保存したもの)
- ス 児童生徒のアクセスログ

#### (4) 利用するデジタル教材

利用するデジタル教材は、S o f t w a r e a s a S e r v i c e (以下「S a a S」という。) で提供されているソフトウェアであり、それぞれのデジタル教材ごとにデジタル教材を提供する事業者 (以下「デジタル教材提供事業者」という。) が用意した約款又は利用規約を契約者である教育総務課が確認し、同意することで契約が成立し、サービスの提供を受けている。

なお、デジタル学習教材については、頻繁に内容が更新されることから、児童生徒に最適な教材を提供するため、各学校において、定期的に導入する教材の見直しを行い、個々にデジタル学習教材を選定し、契約を結ぶことも今後は想定される。

##### ア G o o g l e W o r k s p a c e

主に文書作成、表計算、プレゼンテーション、コミュニケーションツールを活用し、情報活用能力の育成を図る。共有機能やテレビ会議機能、課題の配布・回収・進捗管理機能も有し、家庭学習においても活用が可能となる。

##### イ ロイロノート・スクール

紙のノートに代わるデジタルノートとして、オンライン上で課題の提出や児童生徒間での情報共有が可能となる。

##### ウ デジタル学習教材

デジタルドリル等、オンライン上で学校、家庭問わず、学びを継続することが可能となる。児童生徒の学習状況をリアルタイムで確認することができ、個別に最適な指導が可能となる。

##### エ デジタル教科書

教科書会社が発行するデジタル版教科書であり、国の方針では、2024年 (令和6年) から積極的な活用の促進が示されている。利用するデジタル教科書は教科書採択により決められた教科書会社に限られる。また、2021年度においては、文科省の実証事業

とし、無償にて教科書会社から各学校にアカウントが発行されている。

## (5) 教育総務課と学校の役割

### ア 教育総務課

#### (ア) アカウントの発行

学校からの要望に応じて、新入生及び市外転入生のアカウントを作成する。なお、作成した段階では、児童生徒の個人情報を取り扱わない。

#### (イ) アカウントの停止及び削除

中学校卒業、市外転出及び私学への転校の報告に対応して、児童生徒のアカウントの停止及び削除を行う。なお、児童生徒が自ら保存した学習履歴を取り出すことを考慮し、卒業並びに市外若しくは私学への転校後、6ヶ月間保存する。

#### (ウ) 所属の変更

小学校から中学校への進学や市内転校に応じて、アカウントの所属変更を行う。

#### (エ) アクセスログの確認

児童生徒が学習以外の目的でデジタル教材を利用した場合、学校からの要請により、教育総務課が児童生徒のアクセスログを確認し、学校に利用状況の報告を行う。

#### (オ) アクセス制限の管理

学習に利用しないコンテンツへのアクセス制限の管理を行う。

### イ 学校

#### (ア) アカウント情報の登録

教育総務課から発行されたアカウントに児童生徒の氏名及び出席番号の登録を行う。

#### (イ) パスワードのリセット

児童生徒が設定したパスワードを忘れてしまった場合、パスワードのリセットを行う。

#### (ウ) 学習履歴の確認

デジタル教材を活用した学習履歴を確認し、児童生徒の進捗管理及び習熟度の把握を行う。

#### (エ) 課題や資料の配布

学年単位やクラス単位、個人等対象を限定して、課題や資料の配布を行う。

#### (オ) オンライン授業の実施

休校や出席停止児童生徒、不登校児童生徒、別室登校児童生徒等、教室で授業を受けることができない児童生徒に対して、テレ

ビ会議機能を使い、オンライン授業を行う。

(6) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) 登録作業に当たって、管理権限が付与されたID及びパスワードを使用し、自校の情報のみ扱えるよう制限する。
- (イ) 登録作業は、個人情報管理責任者又は個人情報管理補助者から許可された教職員に限る。
- (ウ) 人事異動の都度、権限を付与する教職員を見直すとともに、ID及びパスワード管理の徹底及び定期更新に努める。
- (エ) 転校による所属の変更やトラブル時の操作ログ確認については、教育総務課長に使用を許可された必要最小限の職員に限定する。
- (オ) 児童生徒は、それぞれのデジタル教材で使用するアカウントについて、個々にパスワードを変更することができる。なお、教育総務課及び学校において、児童生徒のパスワード情報は収集せず、管理しない。
- (カ) 児童生徒がほかの児童生徒の保存したデータにアクセスすることができないよう適切に権限を設定する。

イ デジタル教材提供事業者の安全対策

- (ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマーク（Pマーク）の使用が許諾されている又はそれに準ずる個人情報について適切な保護措置体制が図られている。
- (イ) 情報システム第三者認証（ISO/IEC 27001）やクラウドシステム第三者認証（ISO/IEC 27017, ASP・SaaS安全・信頼に係る情報開示認定制度、クラウド情報セキュリティ監査制度等）を取得している又はそれらを取得しているソリューションを利用し、サービスを提供している。
- (ウ) 利用するクラウドサービスと端末間通信の暗号化が行えるサービスとしている。

(7) 実施時期（予定）

2021年（令和3年）9月1日

(8) 提出書類

- ア GIGAスクール構想概要
- イ デジタル教材利用イメージ図
- ウ Googleサービス利用規約等抜粋
- エ ロイノート・スクール利用規約等抜粋
- オ デジタルドリル利用許諾契約書等
- カ デジタル教科書実証事業について

## キ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のよう  
に述べている。

新学習指導要領により、情報活用力の育成が位置づけられ、学校に  
おいて積極的にデジタル教材を活用することを求められており、児童  
生徒は、これまでのノートやプリントでの提出、授業中の挙手による  
発言に加え、デジタル教材での提出や作品作りが行えるようになって  
いる。教員は、児童生徒の学習の成果や過程を正確に把握し、デジタ  
ル上で提出されたものについても正確に評価する必要があり、迅速かつ  
正確に処理する必要があることから、コンピュータ処理を行う必要  
がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認め  
られる。

#### (2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)のア及びイにおいて示  
す安全対策は、次のとおりである。

##### ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよ  
うにするための措置

ア(ア), ア(イ), ア(エ)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ア), ア(カ), ア(カ)

(ウ) 日常的な安全対策

ア(ウ)

##### イ デジタル教材提供事業者の安全対策

(ア) 実施機関がデジタル教材提供事業者の安全対策を確認できる  
ようにするための措置

イ(ア), イ(イ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると  
認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当で

あると認められる。

なお、デジタル教材提供事業者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

また、学習用端末やインターネットの特性と個人情報の保護について、正しく理解し、使用することが重要であることから、児童生徒に対する情報セキュリティ教育の充実、並びに学習目的以外での不正な利用が疑われるときは、児童生徒本人及び保護者の同意を得た上で、アクセスログを確認する等、適正な対応をすることを要望する。

以 上